

令和5年3月1日

(派遣元)  
△△△△株式会社 御中

(派遣先)  
□□□□株式会社  
担当者氏名○○○○

## 延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に

### 抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という）を通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所  
株式会社 △△△△ 岡山支店

2 上記事業所の延長後の抵触日  
令和8年4月1日